

## 指定紛争解決機関の商号等の公表について

ヤマゲン証券株式会社

代表取締役社長 藤原 和則

当社は、平成 23 年 4 月 1 日下記法人との間で金融商品取引法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イに規定する特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結いたしました。

### 記

手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称  
特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

以上